

地域活動の活性化に向けたワークショップの実施
業務委託に係るプロポーザル公告について

地域活動の活性化に向けたワークショップの実施業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 8 年 2 月 18 日
茨木市長 福岡 洋



1 業務概要

- (1) 目 的 地域コミュニティ基本指針に掲げる地域が主体的に行う取組である「協議の場づくり」や「地域自治組織づくり」の一つとして、また、多様な主体が出会い、活動する場の提供や機会を創出する一助として、地域の課題の洗い出し・共有を行うとともに、その解決方策を検討するためのワークショップを実施することで、更なる地域コミュニティの醸成と真に豊かで持続可能な地域社会をめざすことを目的とする。
- (2) 業 務 名 地域活動の活性化に向けたワークショップの実施業務
- (3) 業務内容 仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和 8 年 4 月 10 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 当該業務の予算額

4, 9 0 9, 0 0 0 円 (税込)

提案額 (参考見積額) が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積 (本見積) の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

この契約については、市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた令和 8 年 4 月 1 日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかった際は、本プロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これにより損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地域のコミュニティ組織を対象としたワークショップを行った実績があり、本事業の趣旨を十分に理解し、事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施できる者であること。
- (2) 別途「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった

者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。

- (3) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

別添のとおり

(2) 質問の受付及び回答

質問については、次のとおり行うこととする。

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号、メールアドレス、担当者氏名を記載し、下記の提出期限までに電子メール又はFAXで地域コミュニティ課宛に送信すること。

提出期限：令和8年2月25日（水）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市市民文化部地域コミュニティ課

E-mail : community@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX : 072(620)1715

※ 電子メール又はFAX以外の方法による質問は受け付けません。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和8年2月27日（金）午前9時から

掲載場所：茨木市HP 地域コミュニティ課のページ

(3) 参加申込方法

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

※実績を証する書類も併せて提出すること。

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市市民文化部地域コミュニティ課（茨木市役所本館2階）

ウ 提出期限：令和8年3月2日（月）午後5時まで

※ただし、土日、祝日を除く、各日午前9時から午後5時までとする。

エ 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は特定記録郵便で必着）

5 問い合わせ先

茨木市 市民文化部地域コミュニティ課 担当 川野・鬼本

TEL 072-620-1604 (直通) FAX 072-620-1715

E-mail: community@city.ibaraki.lg.jp